

新型コロナウイルス感染症が発生したら

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき医師から管轄の保健所へ感染症の発生届出が提出され、保健所が発生を把握します。

保健所は、主治医、患者さん、ご家族等に連絡し接触者の調査を行います。

調査に基づき、患者さんの所属（会社、学校、施設等）に連絡し、所属の担当の方から勤務状況、登校状況等を伺い、患者さんの症状と接触者の状態から保健所が濃厚接触者を決定します。積極的疫学調査等へのご協力をお願いします。

消毒の方法などご心配なことは、いつでも保健所にご相談ください。

患者さんは、指定された病院へ入院、就業制限となります。入院中の医療費は、公費負担です。

【退院の基準】

- ①発生日から14日経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
- ②発症日から10日経過以前に軽快した場合は、症状の軽快後に、2回連続で検査の陰性が確認された場合
- ③無症状者については、検体採取日から14日経過後

退院後4週間は、毎日の体温測定を実施し、咳や発熱などの症状が出た場合には、速やかに帰国者・接触者相談センターにご連絡ください。その際は、新型コロナウイルス感染症で入院していたことを伝えてください。また、手洗い、咳エチケットの徹底をしてください。

【濃厚接触者の方へお願い】保健所が、14日間の健康観察を実施します。

- ・朝晩、検温してください。
- ・期間中は、咳エチケットと手洗い等の手指衛生を徹底してください。
- ・不要不急の外出は出来るだけ控え、やむをえず移動する際にも、公共交通機関の利用は避けてください。
（事業主が感染拡大防止のために行う休業、濃厚接触者に命令した休業も雇用調整助成金の対象となります。）
- ・外出時は、マスクを着用してください。
- ・咳、発熱、倦怠感などの症状が出た時には、直ぐに帰国者・接触者相談センターにご連絡ください。
- ・また、受診の際には、決められた外来に受診調整いたしますので指示に従い、公共交通機関を避け、マスク着用の上、受診してください。

（連絡・相談） 帰国者・接触者相談センター 電話 0120-567-747 FAX 024-525-5701

濃厚接触者の方は、14日間の健康観察終了後は、通常の生活で問題ありません。

【参考資料】厚生労働省HP

（一般の方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

（労働者の方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00018.html

（医療機関・検査の方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00004.html

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（令和2年5月29日一部改正）